ケアマネジャーだより

── 介護保険の支援サービス ──

前回に続き、介護保険の申請についてお伝えします。

介護保険の新規申請をすると、市の職員が訪問し認定調査が行われますが、次回更新時からは主にケアマネジャーが認定調査を行うことになります。

では、それはどのような調査なのでしょう。

①本人の能力はどの程度なのか
②介助の方法がどのように行われているか
③麻痺や行動の障がいが有るか無いか

など、74の項目について、実際に行ってもらったり、日頃の状況を聞いたりして調査が行われます。

そして、介護認定審査会を経て介護度の認定結果が出ますと、サービスの利用開始にあたり「ケアプラン」の作成が必要になります。
その作成に関わるのもケアマネジャーの大事な仕事のひとつです。

では、次に「ケアプラン」とは、どんなものなのでしょう。
正式には「居宅サービス計画書」と言います。

自分で作成することも可能ですが、ケアマネジャーが〝本人の望む暮らし〟を実現するために、様々な制度やサービスなどを活用し、本人、家族の方々との協働作業で取り組みます。

次回にその取り組みについて、ご紹介したいと思います。